

戸下第549号
令和元年8月29日

各位

戸田市上下水道事業
戸田市長 菅原文仁

下水道接続の無届工事について

日頃より、戸田市下水道事業につきまして、ご理解ご協力をいただき御礼申し上げます。

戸田市では、過去に行った下水道接続状況調査により、排水設備等計画確認申請がされず、無断で公共下水道へ接続されたものが多数見受けられました。

戸田市下水道条例第6条において、「排水設備又は排水施設の設置を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、管理者が定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。」とされています。また、戸田市下水道条例第7条において、「排水設備の工事は、管理者が排水設備の工事に關し、技能を有するものとして指定した者（指工事店）の管理の下においてでなければ行ってはならない。」とされており、これらの条例に違反した場合、罰則（5万円以下の過料など）が適用されることとなります。

つきましては、改めて戸田市下水道条例を遵守していただき、各届出について遺漏なきよう徹底くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】 下水道施設課 維持担当
048-229-4673 (内線 455)

E-mail : gesuido@city.toda.saitama.jp

【指定工事店制度】

公共下水道の排水設備工事は、市に登録された「指定工事店」でなければできません。

【指定工事店の遵守事項】（戸田市下水道条例 抜粋）

- (1) 排水設備工事の施工依頼を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。
- (2) 排水設備工事は、適正な工費で施工し、工事契約に際しては、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示さなければならないこと。
- (3) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならないこと。
- (5) 排水設備工事は、条例第6条に規定する管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならないこと。
- (6) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計し、及び施工してはならないこと。
- (7) 排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障等については、災害又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならないこと。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならないこと。
- (9) 条例第8条第1項に規定する検査(以下「排水設備竣しゅん工検査」という。)を受けるときは、当該工事を行った責任技術者を立ち合わせなければならないこと。
- (10) 排水設備竣工検査に合格しなかったときは、直ちに補修し、又は改修して再検査を受けなければならないこと。
- (11) 排水設備等の工事に使用する材料は、管理者が指定する規格のものでなければならないこと。
- (12) 従業員の工事上の行為については、全ての責任を負わなければならないこと。
- (13) 自己の責めに帰すべき理由により市に損害を与えた場合は、管理者の認定する損害額を賠償しなければならないこと。

指定工事店が上記事項に違反したとき、又は業務に対し不誠実と認められる事実がある場合は、登録を取り消し、又は1年を超えない範囲において登録の効力を停止することがあります。